

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「局長」の下に「支所長」を加える。

第十四条第一項第一号及び第三号並びに第八十条第七号中「第三百三条第一項第五号」を「第三百三条第二項第五号」に改める。

第三百三条中第四項を第五項とし、同条第三項第一号中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、その後に契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、予定価格を定める前に見積書を徴することができる。

第四百十条第一号中「よるもの」の下に「並びに別に定めるもの」を加える。

第二百九条第一項の表教育局福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課及び人権教育課の項中「家庭地域連携課」を削り、同表営繕工事事務所の項中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、同表南部教育事務所、北部教育事務所及び東部教育事務所の項中「南部教育事務所、北部教育事務所及び東部教育事務所」を「教育事務所」に改め、同条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改める。

別表第二の備考2中「うち」の次に「、委託料（場外埠券売場の管理運営に要する経費のうち、資金前渡するものに限る。）」を加え、「負担金」を「負担金、」

に改める。

様式第九号(五)を様式第九号(八)とし、様式第九号(四)を様式第九号(七)とし、様式第九号(三)の次に次の三様式を加える。

様式第9号(4)(第14条関係)

決 裁 区 分	知 事 長 副 部 長 副 部 長 課 所 長	知 事	副 知 事	部 長	副 部 長	課 所 長	副 課 所 長	
		(合議) 企画財政部長	副部長	財 政 課 長				
		(合議) 会計管理者	出納総務課長		出納員			
起案者								
執行伺い(委託)								
本書のとおり執行してよいか伺います。								
件 名								
年 度			執 行 課 所					
			:					
執 行 伺 番 号			入 札 予 定 年 月 日			予 算 内 容		
						:		
金 額 計								
事 業 会 計 款 項 目 節 説 明 支 出 理 由 予 算 元 課 委 任 令 達 元 課 金 額 支 出 負 担 行 為 の 状 況 議 決 予 算 額 配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額 支 今 回 執 行 額					事 業 会 計 款 項 目 節 説 明 支 出 理 由 予 算 元 課 委 任 令 達 元 課 金 額 支 出 負 担 行 為 の 状 況 議 決 予 算 額 配 当 予 算 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額 支 今 回 執 行 額			
その他内訳 件								
契 約 方 法	根 拠 法 令 入 札 不 調 対 応							
前 払 金		理 由						%
部 分 払		理 由						回
入 札 保 証 金		理 由						%
特 定 財 源 内 訳	款 名	予 算 額	内 示 額 及 び 調 定 済 額		収 入 済 額	収 入 未 済 額		

備考 本様式は、その他委託に係る伺いをするとき使用する。

様式第9号(5)(第14条関係)

決裁区分	知事 部長 副部長 課所長	知事	副知事	部長	副部長	課所長	副課所長		
		(合議) 企画財政部長 会計管理者	副部長	財政課長		出納総務課長	出納員		
起案者									
執行取消伺い(委託)									
本書のとおり取り消してよいか伺います。									
件名									
取消理由									
年度									
執行課所									
執行伺番号									
入札予定年月日									
予算内容									
金額計									
事業 会計 款項目節 説明 支出理由 予算元課 委任令達元課 金額 支出負担行為の状況 議決当予算額 支出負担行為済額 支出負担行為未済額 今回執行額					事業 会計 款項目節 説明 支出理由 予算元課 委任令達元課 金額 支出負担行為の状況 議決当予算額 支出負担行為済額 支出負担行為未済額 今回執行額				
その他内訳 件									
契約方法	根拠法令 入札不調対応								
前払金		理由							%
部分払		理由							回
入札保証金		理由							%
特定財源内訳	款名	予算額	内示額及び調定済額	収入済額	収入未済額				

備考 本様式は、既に行つたその他委託に係る伺いを取り消すときに使用する。

様式第9号(6)(第14条関係)

決裁区分	知事	知事	副知事	部長	副部長	課所長	副課所長	
	部長	副部長	課所長					
(合議) 企画財政部長 副部長 財政課長 会計管理者 出納総務課長 出納員								
起案者 執行変更伺い(委託) 本書のとおり変更してよいか伺います。								
件名								
変更理由								
年度 執行課所								
執行伺番号 入札予定年月日 予算内容								
金額計(変更前) 金額計(変更後)								
事業 会計 款項目節 説明 支出理由 予算元課 委任令達元課 金額(変更前) 金額(変更後) 支出負担行為の状況 議決予算額 配当予算額 支出負担行為済額 支出負担行為未済額 今回執行額					事業 会計 款項目節 説明 支出理由 予算元課 委任令達元課 金額(変更前) 金額(変更後) 支出負担行為の状況 議決予算額 配当予算額 支出負担行為済額 支出負担行為未済額 今回執行額			
その他内訳件								
契約方法	根拠法令 入札不調対応							
前払金		理由						%
部分払		理由						回
入札保証金		理由						%
特定財源内訳	款名	予算額	内示額及び調定済額	収入済額	収入未済額			

備考 本様式は、既に行つたその他委託に係る伺いを変更するとき使用する。

様式第五十七号（一）及び様式第五十七号（二）を次のように改める。

様式第57号(1)(第71条関係)

年度県税決算計算書																				
項目			調定額						収入済額						過誤納金還付充当未済					
			現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分			
			税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数		
県民税	個人	均等割及び所得割																		
		配当割																		
		株式等譲渡所得割																		
		計																		
税	法人	法																		
		利子割																		
事業税	個人	法																		
地消費方税		譲渡割																		
		貨物割																		
		不動産取得税	()	()	()	()	()	()												
		県たばこ税																		
		ゴルフ場利用税																		
		自動車取得税	()	()			()	()	()	()			()	()						
		軽油引取税																		
		自動車税	()	()			()	()	()	()			()	()						
		鉦区税																		
		狩猟税	()	()			()	()	()	()			()	()						
		合計	()	()			()	()	()	()			()	()						
		延滞金	/																	
		過少申告加算金																		
		不申告加算金																		
		重加算金																		
		合計	/																	
		総合計					/													
		総合計	/																	

注1 調定額及び収入済額の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例、個人事業税)については2件とし、申告納付又は納入に係る税(例、法人事業税)については申告書の提出があつたもの(修正)

注2 分割納付(入)となつた場合の件数は、最終の納付(入)があつたときに1件とすること。

注3 ()内には、証紙特別会計繰入金を内書きすること。

注4 「不動産取得税」欄の()には、徴収猶予(生前贈与分)額及び件数を記載すること。

額	計	不 納 欠 損 額						収 入 未 済 額						収 入 歩 合		
		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分		計		現	滞	計
税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	%	%	%

、更正、決定を含む。)についてそれぞれ1件として記載すること。

様式第57号(2)(第71条関係)

年度県税等歳入決算調書							
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
① 県 税		円	円	円	円	円	円
	1 県 民 税						
	2 事 業 税						
	3 地 方 消 費 税						
	4 不 動 産 取 得 税						
	5 県 た ば こ 税						
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税						
	7 自 動 車 取 得 税						
	8 軽 油 引 取 税						
	9 自 動 車 税						
	10 鉱 区 税						
11 狩 猟 税							
② 地方消費税 清算金	1 地方消費税清算金						
③ 地方譲与税							
	1 地方道路譲与税						
	2 石油ガス譲与税						
⑧ 使用料及び 手数料							
	2 手 数 料						
⑭ 諸 収 入							
	1 延滞金、加算金 及び過料等						
	6 利子割精算金収入						

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。